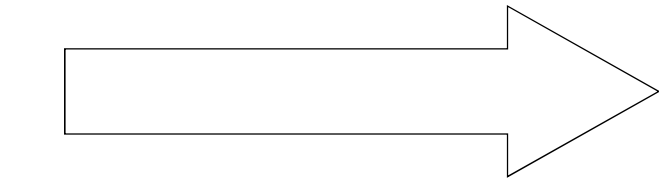
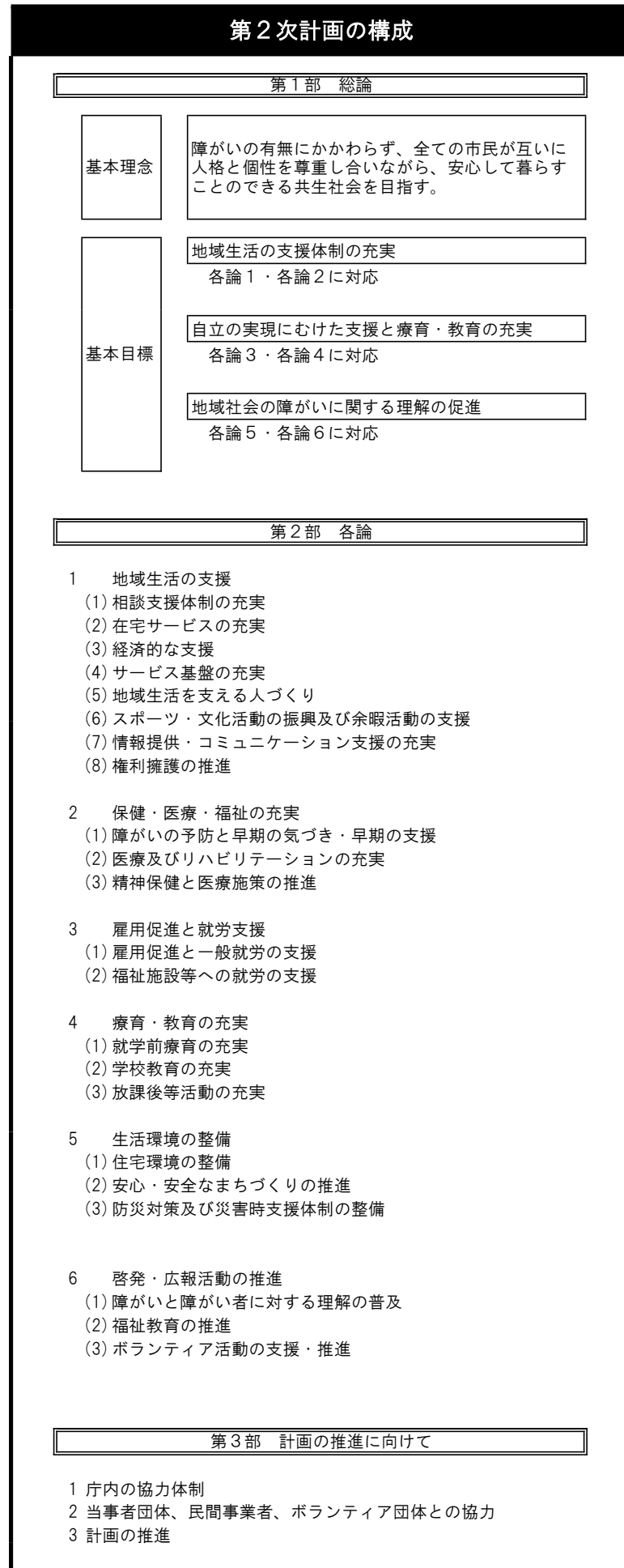


# 第3次新潟市障がい者計画の構成について

資料4

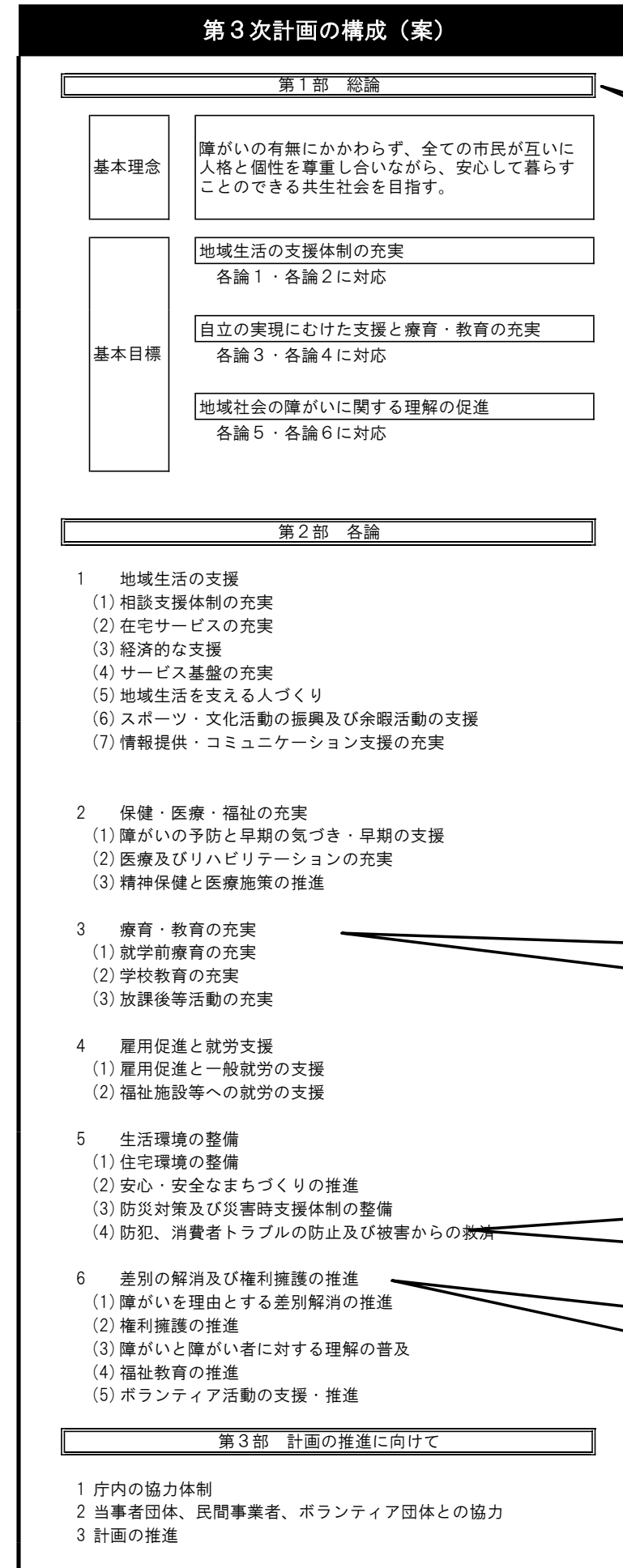


#### 国の動き

- 障害者虐待防止法（平成24年10月施行）  
→虐待を受けた障がいのある人に対する保護、養護者に対する支援
- 障害者総合支援法（平成25年4月施行）
- 障害者優先調達推進法（平成25年4月施行）  
→障害者就労施設等の受注の機会を確保
- 公職選挙法の改正（平成25年6月）  
→成年後見人が付いた人の選挙権回復
- 第3次障害者基本計画の策定（平成25年9月）  
○基本原則等の見直し（地域社会における共生、差別禁止、国際的協調）  
○施策分野の新設・見直し
- 障害者権利条約の批准（平成26年1月）  
→障がいに基づくあらゆる差別の禁止、障がい者が社会に参加し包容されることの推進
- 障害者差別解消法（平成28年4月施行）  
→障害を理由とする差別の解消を推進
- 障害者雇用促進法の改正（平成28年4月施行（一部平成30年4月施行））

#### 本市の動き

- （仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかにされる新潟市づくり条例の検討（平成25年度より検討会設置）  
→差別的取扱・合理的配慮不提供の禁止、相談・紛争解決の仕組みづくり。平成27年度中の施行を目指す



基本理念・基本目標については2次計画を踏襲

ライフステージの順番となるよう各論3と各論4を入れ替え

第3次障害者基本計画(国)において新設された分野のうち、市の2次計画で項目のなかった「防犯」「消費者トラブル防止」を追加

差別解消法、市の条例を踏まえ、差別の解消及び権利擁護の推進として整理